

5 「SDGs型」特定社債保証

SDGsに取り組む中小企業者が発行する社債について、「特定社債保証」より0.2%低い保証料率でご利用いただける保証制度です。

資格要件	(1) 及び(2)に該当する会社 (1) ①~③のうち i のいずれかの要件に該当し、ii もしくは iii かつ iv もしくは v の要件を満たすこと																							
	<table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>基準①</th><th>基準②</th><th>基準③</th></tr></thead><tbody><tr><td>i 純資産額</td><td>5,000万円以上3億円未満</td><td>3億円以上5億円未満</td><td>5億円以上</td></tr><tr><td>ii 自己資本比率</td><td>20%以上</td><td>20%以上</td><td>15%以上</td></tr><tr><td>iii 純資産倍率</td><td>2.0倍以上</td><td>1.5倍以上</td><td>1.5倍以上</td></tr><tr><td>iv 使用総資本事業利益率</td><td>10%以上</td><td>10%以上</td><td>5%以上</td></tr><tr><td>v インタレスト・カバレッジ・レシオ</td><td>2.0倍以上</td><td>1.5倍以上</td><td>1.0倍以上</td></tr></tbody></table>	項目	基準①	基準②	基準③	i 純資産額	5,000万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	ii 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	iii 純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	iv 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	v インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上
項目	基準①	基準②	基準③																					
i 純資産額	5,000万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上																					
ii 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上																					
iii 純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上																					
iv 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上																					
v インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上																					
資金用途	(2) SDGsの取り組みを行っていくこと 事業資金(運転・設備・返済)																							
保証限度額	2,400万円以上4億5,000万円(発行限度額3,000万円以上5億6,000万円) ※普通保険及び無担保保険(経営安定関連保証及び危機関連保証を除く)を含めて5億円が上限となります。																							
保証期間	2年以上7年以内(1年単位)																							
保証割合	80%保証																							
支払金利	発行体所定利率																							
償還方法	満期一括償還または6ヶ月ごとの定時償還																							
担保	保証金額2億円以内は無担保、2億円を超える場合は原則担保が必要となります。																							
連帯保証人	不要																							
保証料率	年0.25%~年1.70% ※有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%の適用あり。																							
必要書類	・所定の申込書類一式(特定社債保証用の保証委託申込書をご利用下さい。) ・特定社債保証事前相談書・支店長推薦書 ・特定社債保証資格要件申告書 ・SDGs宣言書																							
備考	・本制度ご利用には、必ず事前相談が必要となります。事前相談の際は「特定社債保証事前相談書・支店長推薦書」と併せて必要書類一式の提出をお願いします。																							

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。